認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名 特定非営利活動法人ペレスチナの子どもの里親運動 実績判定期間 2019 年 2 月 1 日~2024 年 1 月 31 日 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000 円以上である寄附者の数(※)の合計数 チェック 棚が年平均 100 人以上であること

【留意事項】

- 1 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が客附者である場合、それらの方を客附者の数に含めないでください。

		a	6	©	@	e	Ð
実績判定 期間内の	自	2019年2月1日	2020年2月1日	2021年2月1日	2022年2月1日	2023年2月1日	年 月 日
各事業年度	至	2020年1月31日	2021年1月31日	2022年1月31日	2023年1月31日	2024年1月31日	年 月 日
年 3,000 円以上の の数(※)が 100 人 ある		はいいな	はいいな	はいいえ	はいいえ	はいいえ	はい・いいえ

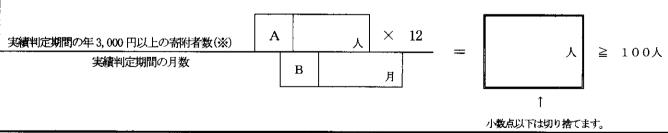
【寄附者名簿チェック欄】

- ☑ 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- ☑ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- ☑ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に〇がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄 附者の数(※)	(a) (b)		©	© @		Ð	合計		
	人	人	人	人	人	人	Α	人	
	В	月							



(注意事項)

 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度の うち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日(更新時は5事業年度)となります。

- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください (第2表以下についても同様です。)。
- ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄 附者数となります。

認定基準等チェック表 (第2表)

		7 Z	<u>4X /</u>	
法人名	特定非営利活動法人パレスチナの子ども	の里	規運動	チェック欄
2 実	責判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割	合が	50%未満であること	0
1 :	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提	供(以下「資産の譲渡等」という	。)、会
員:	ệ相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員	等で	ある活動(資産の譲渡等のう	ち対価
_	导ないで行われるもの等を除く。)			
	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、			
-	らに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の 	範囲	の者である活動(会員等に対	する質
-	D譲渡等を除く。) ±意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に	- # - 1	く地域をいいます。	
	またの著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝		- · -	動
	寺定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を			
			実績判定期間	
Г	······	$\overline{}$	(10.15	1
	すべての事業活動に係る金額等	1	(指標) 76,943,467円	
L		L	10,010,1011	1
Ţ,	①のうちイ~ニの活動に係る金額等	2	3,429,250円	1
L			<u> </u>	į
Γ	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われ]
	るもの等を除く。)に係る金額等	(a)	0 円	j
	イ 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会	(6)		
	員等である活動に係る金額等	<u> </u>	3,429,250円	
	ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©	0 円	
	ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	a	0円	
	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求ニ	e		
	める活動に係る金額等		0円	
	合 計 (@+ゆ+©+ゆ+®)	①	3,429,250円	₽ ②^
				-
Γ	基準となる割合 (②÷①)	3	4.45 %	
				•

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動	チェック 欄
	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	0

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

	項目	役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区	分	①	2	3	④	⑤
(a)	2019年2月1日~2020年 1月31日	7人	0人	0%	0人	0%
(b)	2020年2月1日~2021年 1月31日	7人	0人	0%	0人	0%
©	2021年2月1日~2022年 1月31日	7人	0人	0%	0人	0%
a	2022年2月1日~2023年 1月31日	6人	0人	0%	0人	0%
e	2023年2月1日~2024年 1月31日	6人	0人	0%	0人	0%
Ð	年月日~年月日	人	人	%	<u> </u>	%
申	請時	6人	0人	0%	0人	0%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	a	Ф	©	@	e	①	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等							
	はい・	はい・	はい・	はい・	はい・	はい・	はい・
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 改めて記載する必要はありません。

項	<u> </u>	<u>a</u>	(b)	©	@	©	①	申請時
会計について公認会計士) ている	又は監査法人の監査を受け	はいいえ	はいいえ	はい	はい	はい	はい	はい・・
帳簿書類の備付け、取引の を青色申告法人に準じて行	の記録及び帳簿書類の保存 〒っている	はいいな	はいいえ	はい	はいいえ	はいいな	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいな
動物はある項目を○で囲	み、監査証明書又は第3割	5付表2 「	経済組織の	状況」を対	付してく	<u> </u>	l	
項	B	a	(b)	©	a	e	Ð	申請時
費途が明らかでない支出 が	がある、帳簿に虚偽の記	有無	有無	有(無)	有(無)	有(無)	有∙無	有(無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	記載要領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業	
	年度(又は各年)を記載します。	
	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及	
	び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。	「上記を証する書類の名称とその内容
	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え	等」欄には証する書類の内容を文言のと
	ば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平	おりに記載します。
	等なものとする』と規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査
	なお、「@」から「①」については、イに記載する各期間	法人の監査を受けている」の <u>「はい」</u>
	(「②」 から「①」)を示したものです。	に「〇」した場合には監査証明書を派
		付してください。
1		② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及
		び帳簿書類の保存を青色申告法人に準
		じて行っている」の <u>「はい」に「〇」</u>
		した場合には、第3表付表2「帳簿組
		織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
	なお、「@」から「①」については、イに記載する各期間	
	(「@」から「①」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第8号(法第44条·51条·58条関係)

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人パレスチナの 子どもの里親運動	a	©	©	@	e e	Ð	申請時
役	員 数	7人	7人	7人	6人	6人	人	6人
	最も人数が多い「親族等」のグルー の人数	0人	0人	0人	0人	0人	人	0 人
又	最も人数が多い「特定の法人の役員 は使用人である者並びにこれらの の親族等」のグループの人数	0人	0人	0人	0人	0人	人	0人

			•	役	く員の	内	訳						
									就(壬 等	の	状:	况
氏	名	住	所 	職名	続柄等	a	Ф	©	a	e	Ð	申請時	就任・退任 年月日
秋本	悦男			理事		0	0	0	0	0		0	2013 年 1 月 4 日 就任
岡本	達思			理事		0							2013 年 1 月 4 日就任 2019年 3 月 31 日退任
清水	れい子			監事		0	0	0	0	0		0	2013 年 1 月 4 日理事就任 2014 年 12 月 5 日理事退任 2014 年 12 月 6 日監事就任
田中	廉			理事		0	0						2013 年 1 月 4 日就任 2020 年 3 月 11 日退任
福田	邦夫			理事		0	0	0	0	0		0	2013 年 1 月 4 日就任
野内	篤子			理事		0	0						2013年1月4 日就任 2020年3月11 日退任

神田	裕	理事	0	0	0	0	0	0	2014年4月12 日就任
牛嶌	一朗	監事	0	0	0	0	0	0	2013 年 1 月 4 日就任
森本	英之	理事		0	0				2020年3月15 日就任 2022年1月31 日退任
谷澤	和夫	理事		0	0	0	0	0	2020年3月15 日就任
:			 						
	•		 				• • • •		

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名	#	寺定非営利活動法人パレスチナの子ども <i>の</i>	里親運動	
伝 票	又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	Š	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	i č	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
賃金台帳		表計算ソフト(MS Excel)使用 ルーズリーフ	随時	7年
:				

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更 がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動	チェック欄
4 事業	:活動に関して次に掲げる基準に適合していること	\cap
イ 宗	教活動又は政治活動等を行っていないこと	

- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

<u> </u>															
項	E		a		Ф	(©		@	(e	(Ð	#	請時
宗教の教義を広め、像教化育成する活動	試を行い、及び信者を	有	· (無)	有	· (#	有	· (#)	有	· (無)	有	· (無)	有	・無	有	· (#)
政治上の主義を推進し 反対する活動	、支持し、又はこれに	有	· (無)	有	· (無)	有	· (#)	有	· (無)	有	· (無)	有	• 無	有	· (無)
	 Fしくは公職にある者又 Fし、又はこれらに反対	有	· (#	有	· (#	有	· (#)	有	·	有	· (#)	有	・無	有	· (無)

申請時 項 Ħ (a) **(b)** (C) **@ (e) (f)** 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す 有(無) 有(無 有(無) 有(無) 有(無) 有(無) 有・無 る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 有(無) 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 有(無) 有(無) 有(無) 有(無) 有•無 有(無) 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 有・無 有(無) 有(無) 有(無) 有(無) 有(無) 有(無 業の運営に関して特別の利益の供与の有無 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 有(無) 有(無) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有(無) 有(無) 有(無) 有(無) 有•無 有無

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありま せん。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

/\

項目		実績判定期間
事業費の総額	1	76, 943, 467円
特定非営利活動に係る事業費の額	2	76, 943, 467円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	100%

注・「ハ」 について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、 使用した指標及び単位を記載 してください。

使用した指標	単位

・ <u>算出方法を具体的に示す資料を</u> 添付してください。

Ξ

項	A		実績判定期間
受 入 寄	十金総額	1	75, 253, 495円
1	のうち特定非営 業費に充てた額	2	75, 253, 495円
受入都附金の充	割合 (②÷①)	3	100%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘	定	科	目	金	額	
						円

- ・「認定基準等チェック表 (第4表 次葉)」(八及び二) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に は記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名

特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

1	汉只可	コニングラ の井		ノス箱の状化(ロ	で は と く く く く く く く く く く く く く く く く く く			
	氏	名	職名	法人との 関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支給金	額
					給与	2019年2月1日~		
						2024年12月24日		
1								
							·	
1								
<u> </u>				1 <u></u>]			
1								

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

١					<u></u>						 						l							
	給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
									() <u>/</u>														0 円

2019年2月1日 ~2024年12月24日

(注意事項)

集計期間

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表 1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法人名

特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注) にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(<u>実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等</u>)について以下の項目を記載してください。
 - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
 - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	譲渡資産の内容	譲渡 年月日	譲渡価格	その他の 取引条件等
		DVD 『ガーダ パレスチナの詩』 (単価 3,000 円) 計2本	2019年2月1日~ 2024年12月24日	6,000 円	定価販売
		DVD 『ぼくたちは見た』 (単価 3,000円) 1本	2019年2月1日~ 2024年12月24日	3,000円	定価販売
		オリーブオイル 250 cc (単価 1,200円~1,600円)計25本	2019年2月1日~ 2024年12月24日	32,800 円	定価販売
		オリーブオイル 500cc (単価 1,900円~2,800円)計72本	2019年2月1日~ 2024年12月24日	151,200 円	定価販売
1		オリーブ石けん (1個800円、2個 1,200円~1,500円)計43個	2019年2月1日~ 2024年12月24日	26,900円	定価販売
		オリーブ石けん(サフラン入り/ セージ入り)(単価 750 円)計 11 個	2019年2月1日~ 2024年12月24日	8,250 円	定価販売
		ラミネートタグ (単価 100 円) 4 枚	2019年2月1日~ 2024年12月24日	400円	定価販売
		刺しゅうフォトフレーム(単価 1,800円)計5つ	2019年2月1日~ 2024年12月24日	9,000円	定価販売
		刺しゅうペンケース (単価 3,500 円) 計3つ	2019年2月1日~ 2024年12月24日	10,500 円	定価販売
		刺しゅうポーチ・小(単価1,800円) 1つ	2019年2月1日~ 2024年12月24日	1,800 円	定価販売
		刺しゅうポーチ・中(単価2,000円) 計7つ	2019年2月1日~ 2024年12月24日	14,000円	定価販売
		刺しゅうポシェット・片面刺しゅ う(単価 3,000 円) 1 つ	2019年2月1日~ 2024年12月24日	3,000円	定価販売
		刺しゅうポシェット・両面刺しゅ う(単価 5,000 円) 1 つ	2019年2月1日~ 2024年12月24日	5,000 円	定価販売
		T シャツ (単価 1,500 円)1 枚	2019年2月1日~ 2024年12月24日	1,500円	定価販売

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸	付資	童	の	内	容	貸 年	月	付日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし											円	
	_										円	
											円	
											円	
											円	
											円	
										·	円	

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

/o\	会をかせませ	(世帯の利用がナムナ。)	
(3)	仅例グガデス	(施設の利用等を含む。)	ļ

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提供年 月日	対価の額	その他の取引条件等
		講演の講師謝礼	2024年6月 16日	10,000 円	運営委員会の決定に基 づく
		講演の講師謝礼	2024年6月 16日	10,000円	運営委員会の決定に基 づく
		業務委託により、会報編集 および事務作業 補助	2021年 2月1日~ 2024年 12月24日	1,785,276 円	業務委託基本契約書 に基づく

2	役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事	百
_	KK*/KIE C*/IEIII//*/\/IE*/KE/I/KO */K*/ÆH*/KI/ V V */	~

)
なし	

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
		2019年2月 1日~2020年 1月31日	11,042,277 円	レバノンのパレスチナ 難民キャンプとその周 辺に暮らす 240 人の子 どもたちの生活及び学 業の資金の支援のため の費用
! : :		2020年2月 1日~2021年 1月31日	19,054,451円	レバノンのパレスチナ 難民キャンプとその周 辺に暮らす 230 人の子 どもたちの生活及び学 業の資金の支援のため の費用

2021	1年2月 10,358,377円	レバノンのパレスチナ
1 日	~2022 年	難民キャンプとその周
1月	31 🗏	辺に暮らす 210 人の子
		どもたちの生活及び学
		業の資金の支援のため
		の費用
2022	2年2月 10,487,946円	レバノンのパレスチナ
1日	~2023 年	難民キャンプとその周
1月	31日	辺に暮らす 190 人の子
		どもたちの生活及び学
		業の資金の支援のため
		の費用
2023	3年2月 8,334,348円	レバノンのパレスチナ
	~2024年	難民キャンプとその周
	31 B	辺に暮らす 180 人の子
1/1	31 H	どもたちの生活及び学
		業の資金の支援のため
		の費用
900	4 M 0 N 10 100 170 H	
	4年2月 12,792,170円	レバノンのパレスチナ
	~2024	難民キャンプとその周
牛13	2月24日	辺に暮らす 180 人の子
		どもたちの生活及び学
		業の資金の支援のた
		め、及び戦争避難民を
		対象とする緊急救援活
		動の費用

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出 時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動 チェック欄 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ をその事務所において閲覧させること

- イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所文は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

次	こ掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ 同 意	
れをそ	その事務所において閲覧させることに同意する。	なし
※関	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。	/ J. V
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)	10 ,
1	② 役員名簿	
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
Þ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
	次の事項を記載した書類	
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項	
	③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項	
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との	取
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこ	れ
	の者と特殊の関係のある者との取引	
朩	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当	該
	人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにそ	· Ø
	附金の額及び受領年月日	
	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況	
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。)	
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
	⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
^	 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

I	法人名	特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動
ı		

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること									
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無									
L	<u>a</u>	Ф	©	@	e	Ð			
	有 • 無	有 · 無	有 • 無	有 • 無	有 · 無	有・	無		

認定基準等チェック表 (第7表)

法令又は法令に 益を得、又は得。	に基づいてする ようとした事実				Eの行為により(可らかの利	f = 97
その他公益に反す			r -	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		申請明	<u> </u>
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		無)

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出したE ていること	を含む事	業年度の	初日に	こおいて	、その設立の日以	後1年を超	える期	間が組	過し	チェック 欄
事業年度	月	日~	月	E E	設立年月日		年	月	日	

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

	大伯学出りエラク教		
法人	名 特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動		- チェックオ
人1ロハニ23456記役た例いし罰認定国、関国次	、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日か者 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑はくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反とは暴力の構成員等 はまり では、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を暴力団の構成員等 はまり 消されその取消しの日から5年を経過しない法人款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 教又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を終特別認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明像那道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要とが税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人のいずれかに該当する法人	想記録なりを を を を を を を を を を を を を を を を を を を	は は は は は は は は は は は は は は
	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 「認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・(**
		有・((
/	、 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・((
-	- 暴力団の構成員等の有無	有・((#)
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・	いわ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はいて	V
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい・で	
香物			
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・で	いろ
6	次のいずれかに該当する法人		
	イ 暴力団 マ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はいく	
Ш.	ANY A Print Set Coulde, A Perfect Distriction 23 and sheet [1] I are Set [1997.]	10.1	

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名 特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動

事 業 名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲及び 予 定 人 数	寄附金充当 予 定 額
レバノン在住のパ レスチナ難民の子 どもへの生活及び 学業の資金の支援	パレスチナ難民世 帯のうち、貧困の 度合いの甚だしい 家庭の子どもを対 象に支援金を送金 し、健全な心身の 成長を促す。	2025年~2027年	レバノン国 内のパレス チナ難民キ ャンプ及び その周辺	2人	レバノン国内のパレスチナ難民キャンプ及びその周辺に住む 160人の子どもたち。	30,000,000円
パレスチナの子ど もたちの現状等に 関する情報提供及 び啓発事業	機関紙及びホーム ページでの情報提 供を行う。	2025年~ 2027年	日本国内	2人	日本国内の支援者及 び一般の方々(約 3000人~5000人)	3, 060, 000 円
パレスチナへの理 解促進を目的とし た物産の紹介	パレスチナオリー ブオイル、オリー ブ石鹸、パレスチ ナ刺繍製品の販売	2025年~ 2027年	新宿住友ビル 三角ひろば ほか	10名	日本国内の支援者及 び一般の方々(約 3000人~5000人)	90,000円
当団体の活動に関 する広報及び情報 提供	タオルや袋等の販 売	2025年~ 2027年	新宿住友ビル 三角ひろば ほか	10名	日本国内の支援者及 び一般の方々(約 3000人~5000人)	9,000円